

(外交防衛委員会)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第三二号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定める。

四、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を改める。

五、この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、在ダナン日本国総領事館の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。